

Global Tax Update

英国

デロイト トーマツ税理士法人

2021 年 4 月号

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文（英語）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

英国 2021 年春の予算案：Tax Day（追加）

2021 年 3 月 3 日に公表された予算案（[Japanese Business Tax 2021 年 3 月 英国 2021 年春の予算案](#) デロイト トーマツ税理士法人ウェブサイト（PDF））で言及されたように、3 月 23 日の「Tax Day」において、予算案に加えていくつかのコンサルテーション等の発表が行われた。

この発表の内容は、日系企業への影響は比較的少ないと考えられるが、以下に注目度の高い各施策を紹介する。

1. 移転価格文書

英国歳入関税庁（Her Majesty's Revenue and Customs：以下「HMRC」）は英国移転価格文書の要件に関するコンサルテーションを開始している。コンサルテーションの協議対象となっている提案の中では、以下の制度の導入が検討されている。

- BEPS 行動 13 に基づき、国別報告書に含まれる多国籍企業に対し、**マスターファイルとローカルファイル**の両方を保持し、要請に応じて提出することを義務付ける新制度
- 移転価格の分析結果の根拠となった重要な証拠資料を含む**エビデンスログ**をローカルファイル内に作成する義務
- 移転価格制度の対象となる英国内の全企業に対し、関連企業（国内取引は除外される）とのクロスボーダー取引を記載した **International Dealings Schedule（国際取引明細表）**を年次税務申告書に含める義務。ただし、グループ企業が多数のクロスボーダー取引を関連者間同士で行っている場合、グループ内の一つの企業が他のグループ企業を代表してこれらの取引をまとめて提出するという案も検討されている

コンサルテーションは 2021 年 6 月 1 日まで行われる。コンサルテーションに係る資料は下記を参照していただきたい。

> > [Transfer pricing documentation](#)（HMRC ウェブサイト（英語、PDF））

2. 大企業による不確実な税務処理の通知義務

2020 年 3 月に行われた予算案の発表で、一定の大企業が不確実な税務処理を採用する場合に、HMRC へ通知を義務付けるというものがあった。その後コンサルテーションが開始され、新型コロナウイルス感染症の影響により結論が遅れていたが、HMRC は第 2 回目のコンサルテーションを行うとともに、第 1 回目のコンサルテーションの結論を公表した。要約すると、大企業が 500 万ポンド以上の税額を伴う不確実な税務処理（HMRC がその処理について同意していない、又は HMRC の見解が不明であるもの）を採用する場合には、HMRC に通知する義務を負うことになる。この通知義務制度は、法人税（移転価格に関しては一部除く）、所得税（源泉徴収制度（PAYE）を含む）、VAT（付加価値税）が対象となる予定である。また、英国政府は、この制度の対象を、SAO（Senior Accounting Officer）制度が適用される企業、又は税務戦略（Tax Strategy）の公開対象となる一定の大企業とすることを提案している。

通知は、Customer Compliance Manager（以下「CCM」）を通して、又は CCM を持たない企業は別ルートにて行うものとする。年に 1 度、該当する申告書の提出期日までに通知を行う必要があり、通知が行われなかった場合には 5,000 ポンドの罰金が科されることとなる。第 2 回目のコンサルテーションは 2021 年 6 月 1 日まで行われ、この新制度は 2022 年 4 月から施行されることが見込まれている。第 2 回目のコンサルテーションの詳細は以下を参照していただきたい。

> > [Notification of uncertain tax treatment by large businesses – second consultation](#)（HMRC ウェブサイト（英語、PDF））

3. 税務行政の仕組みの見直し

2020年7月、英国政府は正確で近代的な税務行政システムを構築するという公約を発表した。現行の税務行政の仕組みがどのように改良され近代化され得るかを理解し、企業側にとってもより良い仕組みを構築しつつ税金を効率的に徴収し、将来の危機に対して備えるための仕組みを整備するためコンサルテーションが開始された。

このコンサルテーションでは全体的に税務行政の仕組みのあり方についての見解に加え、特定の分野をいかに簡素化し近代化するかについての意見を募集している。例えば、税務上英国居住者となる際の登録や抹消、税のデジタル化（Making Tax Digital）政策においての税額計算方法や課税方法の仕組み、データを利用した効率的な税務コンプライアンス、納税及び還付プロセス、更には、どのように HMRC が税務コンプライアンスを促進し、租税回避や脱税行為に対処し得るか、などの分野とされている。このコンサルテーションは 2021 年 7 月 13 日に終了する。詳細は以下を参照していただきたい。

>> [The tax administration framework: Supporting a 21st century tax system](#)（HMRC ウェブサイト（英語、PDF））

4. VAT 関連対策

昨年8月、政府はVATグループに関する根拠に基づく情報提供の紹介（Call for Evidence）を行い、今夏までに受け取った回答の要約を公表する予定である。その回答をもって、政府はこれ以上の対応は行わないこととした。さらに政府は、パーシャル・エグゼンプション制度（VAT Partial Exemption rules）と、キャピタルグッツスキーム制度（Capital Goods Scheme）の簡素化に関する回答の概要を公表した。この公表した文書には、HMRC が既存のプロセスを簡素化するために HMRC 内部のシステムを更新する内容についての最新情報が含まれている。回答の要約は以下を参照されたい。

>> [VAT Partial Exemption and Capital Goods Scheme](#)（HMRC ウェブサイト（英語、PDF））

5. ビジネスレート制度（Business Rates）の抜本的見直し

2020年3月の予算案において、政府はビジネスレート制度の抜本的見直しを発表し、その後コンサルテーションが二度にわたって行われた。要約すると、一度目ではビジネスレートの計算上の優遇規則と乗数（multiplier）に関する見解を示し、二度目ではビジネスレート計算上の評価と評価額における上訴制度、機械設備や投資、請求プロセス、ビジネスレートの代替案、が議論の対象となった。この度の中間報告 [Business Rates Review: Interim Report](#)（HMRC ウェブサイト（英語、PDF））はコンサルテーションでの返答をまとめたもので、税負担、優遇規則の対象とその効果、再評価を行う頻度、オンライン取引との競争対応策などの課題が提起されている。最終報告書の公表は今秋に予定されており、そこでは本制度の見直しにおける政府の優先事項と、ビジネスレートの長期的な見通しが提示される予定である。

問い合わせ

Deloitte LLP ロンドン事務所

<p>Mohan Manuel +44 20 7007 1838 mmanuel@deloitte.co.uk</p> <p>Rachel Hossack +44 20 3741 2008 rhossack@deloitte.co.uk</p> <p>Nick Greenhouse +44 20 7007 1102 ngreenhouse@deloitte.co.uk</p> <p>Cara Glover +44 20 7303 5380 carglover@deloitte.co.uk</p> <p>Tatsuo Nakatsuji (JSG) +44 20 7007 9778 tatsuonakatsuji@deloitte.co.uk</p> <p>Kohei Tahara +44 20 7007 6505 ktahara@deloitte.co.uk</p>	<p>Richard Bolton +44 113 292 1257 rjbolton@deloitte.co.uk</p> <p>Gareth Pritchard +44 2920 26 4294 gpritchard@deloitte.co.uk</p> <p>Rafal Golaj +44 20 7303 8283 ragolaj@deloitte.co.uk</p> <p>Alison Osborne +44 117 984 2885 aosborne@deloitte.co.uk</p> <p>Hideo Ohashi (JSG) +44 20 7007 2221 hohashi@deloitte.co.uk</p> <p>Kaz Kawamura +44 20 7303 8756 kakawamura@deloitte.co.uk</p>	<p>Edward Morris +44 20 7007 6568 edmorris@deloitte.co.uk</p> <p>Hiromasa Hidaka +44 20 7007 6589 hhidaka@deloitte.co.uk</p> <p>David Kwong Yin +44 20 7007 0556 dkwongyin@deloitte.co.uk</p> <p>Suzu Lilley +44 113 292 1692 slilley@deloitte.co.uk</p> <p>Sachiko Oba +44 20 7303 3457 saoba@deloitte.co.uk</p> <p>Mami Ikehara +44 20 7303 2882 maikehara@deloitte.co.uk</p>
---	--	--

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ 税理士法人

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング

Tel : 03-6213-3800 (代)

email : tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要 : www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス : www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万人を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド ("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して"デロイトネットワーク") のひとつまたは複数指します。DTTL (または"Deloitte Global") ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク (総称して"デロイトネットワーク") を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。"Making an impact that matters" を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者がかつた損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group



IS 669126 / ISO 27001